

インターネット契約約款新旧対照表

新	旧
<p>第 40 条 (利用の制限) (略)</p> <p>5. 当社は、特定の地域等との通信が第三者によって不正に使用されていると判断された場合に、その地域等との通信の全部または一部の利用を制限または中止する措置を取ることがあります。</p> <p>6. 当社は、インターネット上の児童ポルノの流通による被害児童の権利侵害の拡大を防止するために、当社または児童ポルノアドレスリスト作成管理団体が児童の権利を著しく侵害すると判断した児童ポルノ画像及び映像について、事前に通知することなく当該 web サイトの閲覧を制限する場合があります。</p> <p>7. 当社は前項の措置に伴い必要な限度で、当該画像及び映像の流通と直接関係のない情報についても閲覧できない状態に置く場合があります。</p> <p>8. 前 3 項の規定によりインターネット接続サービスの利用者に何らかの不利益が生じた場合であっても、当社はその一切の責任を負わないものとします。</p> <p>附則 (実施期日) この改正規定は、平成 26 年 5 月 30 日より実施します。</p>	<p>第 40 条 (利用の制限) (略)</p> <p>【新設】</p> <p>附則 (実施期日) この改正規定は、平成 26 年 4 月 1 日より実施します。</p>